

## 家庭医療専攻医の登録に関する細則

2012年10月28日制定

2014年11月16日改定

2015年 3月29日改定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱を施行するにあたり、家庭医療専攻医の登録に関する要綱第11条から第16条の運用に必要な細則をここに定める。

(後期研修を開始できる要件)

**第1条** 家庭医療後期研修を開始しようとする者は、医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了しているか、平成16年より前に医籍登録した者においては、2年以上の臨床経験があり次の2つを満たしていなければならない。

- (1) 内科病棟6ヶ月以上の臨床経験があること
- (2) 救急3ヶ月以上、または専ら救急医療に携わった時間が合計360時間以上の臨床経験があること

**2** 前項の条件を満たさない場合でも、プログラム運営・FD委員会が個別に審査して、不足する臨床経験を後期研修プログラム内で補完することを条件に、後期研修の開始を認めることがある。この場合は、後期研修期間の延長が必要になることがある。

(開始登録)

**第2条** 学会認定後期研修プログラムのプログラム責任者は、専攻医が研修を開始してから1か月以内に、その氏名を次の(1)と(2)または(3)の書類を添えて理事長に届け出なければならない。

- (1) 後期研修開始届出書(様式後期研-1)
- (2) 臨床研修修了登録証または臨床研修修了証の写し
- (3) 平成16年より前に医籍登録した者においては経歴書(様式後期研-2)

**2** 理事長は、前項の届け出により専攻医を登録し、その旨をプログラム責任者に通知するとともに研修手帳を交付する。

**3** 第1条第2項により後期研修を開始しようとする者は、研修開始前にプログラム責任者を通じてプログラム運営・FD委員会に相談することが望ましい。

(研修手帳)

**第2条の2** 専攻医は所定の研修手帳を用いて、研修の記録、研修目標に対する進捗の確認と自己評価、指導医との振り返りの記録を逐次行っていくなければならない。

**2** 専攻医は、後期研修が満2年を経過した際に、研修手帳の記録のあらかじめ定められた内

容について理事長に報告しなければならない。

**3** 専攻医は後期研修が終了したときには、研修手帳の記録の全部について理事長に報告をしなければならない。

(移籍)

**第3条** 専攻医が要綱第12条により後期研修プログラムを移籍しようとするときは、現在所属しているプログラムのプログラム責任者が、様式後期研-3によって申請しなければならない。

**2** 前項の申請があったとき理事長は速やかにプログラム運営・FD委員会の審査に基づき承認の可否を決し、通知しなければならない。

(中断および再開の届け出)

**第4条** プログラム責任者は、専攻医が要綱第14条により研修を中断または再開するときは、速やかに様式後期研-4あるいは後期研-5によって理事長に届け出なければならない。

(後期研修中断証)

**第5条** 要綱第14条に定める後期研修中断証には、当該専攻医に関する次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名および生年月日
- (2) 中断した後期研修プログラムの名称およびプログラム責任者の氏名
- (3) 後期研修を行った全ての施設の名称および所在地
- (4) 後期研修を開始した年月日および中断した年月日
- (5) 後期研修を中断した理由
- (6) 後期研修を中断するまでの研修の内容および専攻医の評価

(延長の承認)

**第6条** プログラム責任者は、専攻医が要綱第15条により研修を延長するときは、速やかに様式後期研-6によって理事長の承認を求めなければならない。

**2** 前項の求めがあったとき理事長は速やかにプログラム運営・FD委員会の審査に基づき承認の可否を決し、通知しなければならない。

(除籍および復帰)

**第7条** 専攻医が学会の会員でなくなったときは除籍する。

**2** 前項による除籍の後、後期研修プログラムによる研修を継続している間に理事会の承認により会員資格の回復または再入会を認められたときは、専攻医登録も復帰する。

**3** 前項の場合は、会員資格喪失期間の研修も修了に必要な研修歴として認める。

4 後期研修を中断している間に学会の会員でなくなったとき、後期研修を再開するためには再び学会への入会が認められなければならない。

(修了登録)

**第 8 条** プログラム責任者は、専攻医が研修を修了したときは、速やかにその氏名を様式後期研-7 によって理事長に届け出、同時にその専攻医の研修手帳を提出しなければならない。

2 修了登録後に会員でなくなった場合も、この登録は抹消しない。

3 第 1 項で提出された研修手帳の記載において、必修の研修内容を履修していない者、研修目標の不達が著しい者、振り返りの記録の不記載が著しい者については研修未了とみなし、修了登録を行わない。

(後期研修修了証)

**第 9 条** 要綱第 16 条第 2 項に定める後期研修修了証には、当該専攻医に関する次の事項を記載しなければならない。

(1) 氏名および生年月日

(2) 修了した後期研修プログラムの名称およびプログラム責任者の氏名

(3) 後期研修を行った全ての施設の名称および所在地

(4) 後期研修を開始した年月日および修了した年月日

(5) 後期研修を修了するまでの研修の内容

(異議申し立て)

**第 10 条** プログラム責任者または専攻医（研修開始前にあたっては後期研修を始めようとする会員）は、研修の開始要件を満たさないとされた場合、プログラムの移籍または研修の延長が不承認になった場合は、様式後期研-8 によって理事長に異議を申し立てることができる。

2 前項の申し立てを受けたとき理事長は速やかにプログラム運営・FD 委員会の再審査に基づき許可または承認の可否を決し、通知しなければならない。

(改訂)

**第 11 条** この細則は、プログラム運営・FD 委員会の議決の後、理事会の議決により改定できる。

## 附則

(施行期日)

**第 1 条** この細則は 2012 年 10 月 28 日から施行する。

2 この細則は 2014 年 11 月 16 日から改定して施行する。

3 この細則は 2015 年 3 月 29 日から改定して施行する。

(研修手帳を義務とする期日)

**第 2 条** 本則第 2 条の 2 および第 8 条の研修手帳に関することは 2015 年 4 月 1 日以降に登録された後期専攻医から適用する。

- 様式後期研-1 後期研修開始届出書
- 様式後期研-2 研修経歴書
- 様式後期研-3 後期研修移籍申請書
- 様式後期研-4 後期研修中断届出書
- 様式後期研-5 後期研修再開届出書
- 様式後期研-6 後期研修延長申請書
- 様式後期研-7 後期研修修了届出書
- 様式後期研-8 専攻医の登録に関する異議申立書